

寒川町教育委員会 11月定例会議事日程

令和3年11月22日（月）

午後1時30分

東分庁舎第2会議室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の指名

布 谷 委員 小 川 委員

4 教育長報告

5 社会教育施設報告

- ① 公民館報告（資料 1）
- ② 総合図書館報告（資料 2）

6 委員報告

7 議 事

8 協 議

- ① 令和3年度実施全国学力・学習状況調査の結果について（資料 3）
- ② 学校体育施設等開放事業の条例改正を伴う見直しに係る
パブリックコメントの実施について（資料 4）

9 そ の 他

- ① 工事等執行状況について（資料 5）

10 閉 会

令和3年度 公民館事業実績 (10月分)

(★印は新規事業、※印は通年事業)

資料 No. 1

館名	講座名	年代	日時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	コメント
					男	女	男	女			
センター	★赤ちゃん和妈妈の防災講座	成人期	10月27日(水) 11:30 ~ 12:30	30	6	18	6	18	24	80%	自然災害への備えについて、乳幼児と保護者を対象に、寒川町の地理的特徴を踏まえての説明であった。災害に対して優先的に備えるべき事柄や、子どもと避難する際の不安や悩みについて、小さな子どもを持つ講師からの説明に、参加者も共感できる点が多かった。

館 名	講 座 名	年代	日 時		募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	コ メ ン ト
						男	女	男	女			
北部	フラワーアレンジメント教室	成人期	10月2日(土) 10:00 ～ 12:00		8	0	6	0	5	5	63%	参加者は5名であったが、講座終了後も講師に質問する参加者が見受けられた。今回は比較的若い参加者が多かったため、幅広い年齢層から参加してもらえるよう工夫していく。
	大人のパソコン超初心者教室	高齢期	10月6日(水)	10:00 ～ 12:00	5	2	3	2	3	5	100%	4回の連続講座であったが、一人も欠席者がなかった。難しかったとの意見もあったが、知らないことが分かって楽しかったとの意見が多数であった。講座終了後、継続学習を望む参加者8名で、新規サークルを立ち上げる方向で意見がまとまった。具体化に向けて支援を行っていく。
				14:00 ～ 16:00	5	2	3	2	3	5	100%	
			10月13日(水)	10:00 ～ 12:00	5	2	3	2	3	5	100%	
				14:00 ～ 16:00	5	2	3	2	3	5	100%	
			10月20日(水)	10:00 ～ 12:00	5	2	3	2	3	5	100%	
				14:00 ～ 16:00	5	2	3	2	3	5	100%	
			10月27日(水)	10:00 ～ 12:00	5	2	3	2	3	5	100%	
				14:00 ～ 16:00	5	2	3	2	3	5	100%	
	シニアクラス① 「ニュースポーツ」 (生涯学習推進員事業)	高齢期	10月16日(土) 9:30 ～ 12:00		16	3	10	2	11	13	81%	ポッチャ、スリーアイズ、スカットボールの3種目を体験した。初めて体験する競技の新鮮さ、慣れないことに取り組む少しの緊張感、体を動かすこと・仲間とともに活動することの楽しさなどがアンケートに綴られ、満足感とともに高い評価を得た。
	ちょっと健康タイム 「健康体操&輪踊り」 (生涯学習推進員事業)	成人期	10月16日(土) 9:30 ～ 12:00		15	0	12	0	17	17	113%	健康体操は、包括支援センターの通年事業がなくなったため、公民館事業として実施することにした。輪踊りは、地域の盆踊りが中止となったことや、講師の声掛けもあって参加者が増えた。

★大人マジック教室	成人期	10月23日(土)	10:00 ~ 12:00	10	4	4	4	4	8	80%	和やかな雰囲気講座となり、成果発表では講師が蝶ネクタイやシルクハット等の小物も用意するなど、参加者はマジックを楽しんでいた。次回を望む声も多く、公民館事業が初めての参加者が複数いたことが大きな収穫だった。次年度も継続して実施したいと思う。
陶芸教室	成人期	10月24日(日)	13:30 ~ 16:00	10	3	9	3	9	12	120%	前回同様非常に人気が高く、募集開始日の午前中で定員に達したため、講師の好意により定員を2名増やした。受講者は手際がよく、良い作品ができあがった。12月の焼き上がりが楽しみである。
★北部ハロウィン	青少年期	10月30日(土)	9:30 ~ 11:00	10	4	5	3	4	7	70%	昨年コロナで中止としたため、初めての実施となった。ハロウィングッズ作り、折り紙、絵本の読み聞かせ、ゲームの内容で、参加者の評価も高かった。準備段階から参加してもらったボランティアからも、良い企画だった、来年はもっとにぎやかにしようなどの意見があった。また、ハロウィン以外の事業にも協力いただけることとなった。
			10:30 ~ 12:00	10	3	6	3	6	9	90%	
集会室開放事業 (卓球・バドミントン)	青少年期	10月	利用のない時間帯				1	1	2	--	利用のない時間帯、青少年を対象に集会室を開放
敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	10月	13:00 ~ 17:00				30	0	30	--	毎日午後、高齢者を対象に敬老室を開放
親子サロン	幼児期	10月	9:00 ~ 12:00				0	0	0	--	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
学習コーナー	全年代	10月	9:00 ~ 17:00				0	0	0	--	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

館 名	講 座 名	年代	日 時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	コ メ ン ト
					男	女	男	女			
南部	親子でクラフト教室	幼児期	10月8日(金) 10:00 ~ 10:30	12	2	10	1	9	10	83%	折り紙でハロウィンのお菓子入れを作った。参加した親子は、色々なシールを楽しく貼っていた。子どもが一人でシールを貼る様子も見られ、指先を上手に使えることに驚いている親もいた。
	おはなし広場幼児	幼児期	10月8日(金) 10:30 ~ 11:00	16	2	10	1	9	10	63%	読み聞かせボランティアによる事業
	★地球と私たちの起源を探る旅 ～流れ星から最新探査まで～	成人期	10月24日(日) 10:00 ~ 11:30	15	9	6	9	6	15	100%	小惑星探査の話から、流れ星・隕石との関係、その科学的意義まで、画像をふんだんに使った分かりやすい説明であった。博物館に行かなければ聞けない内容も多く、参加者は熱心に受講していた。講座を通じて地球と宇宙の関わりが理解でき、広い視野で環境等の問題を考える機会にもなったと思う。
	寒川の遺跡散策	成人期	10月26日(火) 10:00 ~ 12:30	10	5	5	2	4	6	60%	昨年12月に座学で実施した「遺跡から見る寒川の歴史講座」に続く講座で、今回は実際に遺跡を見学した。各遺跡が海岸線の変化に伴った地形と密接に関連していることが、現地を歩くことにより体験できた。参加者は座学の知識を再確認したり、当時の暮らしぶりに思いを馳せたりしながら、寒川を再認識しているようだった。
	集会室開放事業(バドミントン)	青少年期	10月 13:00 ~ 17:00				0	5	5	--	毎週火曜日午後、青少年を対象に集会室を開放
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	10月 13:00 ~ 17:00				252	1	253	--	毎日午後、高齢者を対象に敬老室を開放
	南部ほっとオアシス	幼児期	10月 9:00 ~ 12:00				0	0	0	--	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
	学習コーナー	全年代	10月 9:00 ~ 17:00				0	0	0	--	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

令和3年度公民館事業予定（12月）

○町民センター

◆だがしや楽校

日 時：12月4日（土）午後1時30分～3時30分

対 象：町内在住・在勤者

内 容：祭りの屋台形式での「趣味・特技・遊び・学び・作品」の発表を通じて、出店者と参加者が交流を図る

◆寄せ植え講座 ★新規事業

日 時：12月5日（日）午前10時～12時

場 所：千秋園テラス

対 象：町内在住・在勤者 10名

講 師：原 静華

参加費：2,000円（材料費）

◆歴史講座「人間・景時」

日 時：12月11日（土）午前10時～11時40分

対 象：町内在住・在勤者 40名

内 容：鎌倉武士の生活を背景に梶原景時の足跡と人となりを探る

講 師：多賀譲治（多賀歴史研究所代表）

◆お正月準備講座

日 時：12月11日（土）午後1時30分～4時

対 象：町内在住の中学生以上 10名

内 容：略式門松・お年玉袋の作成、大福茶・お屠蘇の体験

講 師：青木まき子

参加費：700円（材料費）

◆さむかわ名画座「アメリカ映画の名女優たち」② グレース・ケリー

日 時：12月18日（土）午前10時～11時30分、午後1時～2時30分

対 象：町内在住・在勤者 各回25名

内 容：「真昼の決闘」（フレッド・ジンネマン監督）の解説と上映

◆ワークショップ付コンサート「カルメン」（共催・神奈川県民ホール）★新規事業

日 時：12月18日（土）午後2時～3時

対 象：4歳から小学生までの児童と保護者 100名

内 容：ビゼー作曲「カルメン」をテーマに、音楽・ダンス・美術を親子で楽しむ

講 師：Cュタツヤ（ダンサー）、檜原いちご（フルート）、青木佑磨（ピアノ）

植村 真（美術）

参加費：500円（工作材料費）、保護者は無料

◆お飾り講習会

日 時：12月18日（土）午前9時30分～12時、午後1時30分～4時

対 象：町内在住・在勤者 各回10名

講 師：郷土研究会

参加費：400円（材料費）

○北部公民館

◆おはなし図書館

日 時：12月4日（土）午前10時30分～11時

対 象：町内在住の幼児～小学校低学年（親子の参加も可）

◆クリスマスピアノコンサート

日 時：12月5日（日）午後2時～3時30分

対 象：町内在住・在勤者 50名

講 師：羽賀ゆかり

◆お飾り作り教室

日 時：12月25日（土）午前9時30分～12時30分

対 象：町内在住・在勤者 15名

講 師：三澤 務（寒川町盆栽会）

参加費：500円（材料費）

○南部公民館

◆子どもクラフト教室

日 時：12月5日（日）午前10時～11時30分

対 象：町内在住の小学生 10名

内 容：プラバンで虎のお守り作り

参加費：300円（材料費）

◆おはなし広場小学生

日 時：12月5日（日）午前11時30分～12時

対 象：町内在住の小学生

◆親子でクラフト教室

日 時：12月10日（金）午前10時～10時30分

対 象：町内在住の幼児と保護者 6組

内 容：クリスマスツリー作り

参加費：100円（材料費）

◆おはなし広場幼児

日 時：12月10日（金）午前10時30分～11時00分

対 象：町内在住の幼児と保護者

二本との出会いが始まる

図書館月報

No. 179 2021. 11. 9

寒川総合図書館



教育委員会定例会

←展示
「ひと棚図書館」
を開催しました。

◎2021年度図書館利用状況・10月(2021.10.1~2021.10.31)

日	曜	来館者数(人)				貸出点数(点)				行事等
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
1	金	20	27	355	402	2	0	269	271	土曜日おはなし会(9)
2	土	30	36	930	996	20	20	1,408	1,448	
3	日	20	40	940	1,000	11	17	1,500	1,528	
5	火	25	44	663	732	20	45	963	1,028	
6	水	31	28	634	693	13	11	754	778	
7	木	25	43	620	688	7	19	776	802	
8	金	16	38	630	684	5	10	677	692	
9	土	29	37	785	851	16	13	1,110	1,139	
10	日	14	37	909	960	18	23	1,613	1,654	
12	火	42	72	701	815	14	9	895	918	土曜日おはなし会(10)
13	水	25	31	530	586	17	24	674	715	
14	木	22	32	628	682	17	24	833	874	
15	金	27	29	543	599	9	11	524	544	
16	土	42	32	775	849	10	20	1,172	1,202	
17	日	15	18	772	805	8	12	1,566	1,588	
19	火	38	39	636	713	39	32	862	933	
20	水	28	34	587	649	14	21	741	776	
21	木	21	27	620	668	5	22	655	682	
22	金	17	27	445	489	9	10	550	569	大人の朗読会
23	土	17	28	806	851	9	14	1,288	1,311	
24	日	18	35	867	920	3	42	1,374	1,419	
26	火	30	35	626	691	23	24	858	905	
27	水	21	32	614	667	9	10	684	703	
28	木	18	34	611	663	17	20	806	843	
29	金	17	39	532	588	13	9	522	544	
30	土	45	32	782	859	32	18	1,332	1,382	
31	日	24	50	770	844	37	32	1,312	1,381	
27	日開館※	677	956	18,311	19,944	397	512	25,718	26,627	登録者 19,007人※(前月比+113人)
一日平均		25	35	678	-	15	19	953	-	1日平均 4人登録
昨年同月比		+57	+27	-761	-677	+15	-143	+1,018	+890	(町人口48,653人 2021.4.1)

※分室は 27 日開室

◎2021年度利用状況(2021.4.1~2021.10.31)

月	開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				総合図書館 貸出点数(一日平均)(点)	備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計		
4	26	630	874	17,881	19,385	401	605	26,049	27,055	1,002	
5	27	672	987	18,703	20,362	415	643	26,571	27,629	984	
6	21	673	995	18,599	18,267	409	648	22,012	23,069	1,048	
7	27	850	894	21,466	23,210	543	686	29,459	30,688	1,091	
8	27	730	936	21,880	23,546	484	727	31,798	33,009	1,178	
9	27	580	868	17,673	19,121	333	531	27,448	28,312	1,017	
10	27	677	956	18,311	19,944	397	512	25,718	26,627	953	
計	182	4,812	6,510	132,513	143,835	2,982	4,352	189,055	196,389	7ヵ月分	
一日平均		26	35	728	-	16	23	1,039	-		

※分室は 186 日開室

◎年度別の利用状況(2014.4.1~2021.10.31)

	総合図 開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
2016	308	13,928	12,943	272,425	299,296	7,886	7,477	350,039	385,402	
年度	一日平均	48	44	884	-	27	26	1,136	-	
2017	308	12,510	13,778	265,084	291,372	7,031	8,398	332,911	348,340	
年度	一日平均	40	44	858	-	23	27	1,077	-	
2018	310	10,852	15,448	290,165	316,465	5,604	8,840	336,432	350,876	
年度	一日平均	35	49	936	-	18	28	1,085	-	
2019	288	9,889	13,398	289,245	312,532	5,504	8,112	305,597	319,213	
年度	一日平均	34	46	1,004	-	19	28	1,061	-	
2020	246	6,173	8,276	182,904	197,353	3,305	5,565	237,984	246,854	
年度	一日平均	25	34	744	-	13	23	967	-	
2021	155	4,812	6,510	132,513	143,835	2,982	4,352	189,055	196,389	
年度	一日平均	26	35	728	-	16	23	1,039	-	
開館	4,521	110,189	117,358	4,352,698	4,580,245	64,051	70,769	5,946,214	6,081,034	
累計	一日平均	42	44	963	-	24	27	1,315	-	

総合図書館の来館者数・貸出点数は開館(2006年11月3日)から集計。

分室の来館者数・貸出点数はサテライト化後の2012年10月1日から集計。

＝2021年度総合図書館事業実績（10月）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

（1）展示

区分	展示名	期間	当月 開始	展示冊数	内容・総評
				貸出冊数	
YA	School Days	9/10(金)～ 11/10(水)	-	190	学校生活という身近なテーマに注目し、学校が舞台の小説や各教科を紹介する資料を展示。
三角柱棚	今こそ災害に備えよう！	8/14(土)～ 10/6(水)	-	113 240	防災週間に合わせて、防災意識を高める展示。防災図書館提供の防災いろはかるたや、消防署のパンフレットも掲示。
	笑顔でつなぐ家族のカタチ	10/7(木)～ 10/21(木)	○	55 22	子育て支援課共同展示。里親制度について広く認知してもらう。パネルと共に関連書籍を展示。
	今でしょ！ハンドメイドに挑戦	10/23(土)～ 11/30(火)	○	71	新入学・新学期に向けて通園・通学グッズを中心に、子供用品などの手作りの書籍を展示。
絵本 小規模 企画	おつきさま・おほしさまの本(月と星)	9/25(土)～ 10/8(金)	-	113 128	月や星の絵本を展示。
	よ～いどん！	10/9(土)～ 10/22(金)	○	111 123	運動や遠足など身体を動かす絵本を展示。
	秋色の本	10/23(土)～ 11/5(金)	○	162	表紙が赤、黄色、茶色を多用した絵本を集め、視覚から秋を感じてもらう展示。
CD	からだを動かそう！	10/1(金)～ 11/30(火)	○	9	気候が良くなる時期に合わせて、聴くと体を動かしたくなるようなCDを集めた展示。
複合	ひと棚図書館 *15周年アニバーサリー企画	10/6(水)～ 11/30(火)	○	255	12の棚ごとにスタッフがそれぞれのテーマで展示。多様なテーマで幅広い利用を促進。
その他	《雑誌閲覧テーブル展示》 文書館・図書館共同展示 相模線100周年 電車フェス★	9/10(金)～ 10/7(木)	-	158 240	相模線開通100周年を記念し、相模線沿線の資料や首都圏の電車の資料を展示。文書館提供の相模線の昔の写真も併せて展示。
	《雑誌閲覧テーブル展示》 布おもちゃと絵本の世界	10/8(金)～ 12/3(金)	○	119	ボランティア団体ピーターパンクラブとの共催。手作りの布おもちゃや布絵本・人形と共に関連書籍と絵本を展示。
	山本文緒さん追悼展示	10/20(水)～ 11/3(水)	○	18	10月13日に亡くなった直木賞作家・山本文緒さんの追悼展示。

（2）おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会 (0才から2才の赤ちゃん向け)	10/27(水) 11:00～11:20	3階 会議室	5組(大人5名、子ども5名) 絵本「かもさんおやこのおさんぽ」ほか
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	10/2(土) 11:00～11:20		2組(大人2名、子ども3名) 絵本「おちばきょうそう」ほか
	10/16(土) 11:00～11:20		2組(大人1名、子ども2名) 紙芝居「ちゃんぷくおばけ」ほか

（3）その他

寒川総合図書館 寒川文書館開館15周年企画

「アニバーサリーyear ～ありがとう15周年これからもいっしょに～」

企画内容	期間	当月 開始	状況
10月限定絵柄のしおりの配付 (数量限定)	10/1(金)～ 無くなり次第終了	○	10月10日で限定数配付終了。
15周年記念バージョン読書通帳の配付 (数量限定)	5/1(土)～ 限定数なくなり 次第終了	-	15周年のロゴマークが入った表紙の読書通帳の配布を実施。10月末までに大人用83冊配付。(子ども用は終了) (うち10月1か月の配布数:大人10冊、子ども通常版21冊)
来館者参加型展示 「みんなで作ろうおりがみの世界」	10/1(金)～ 11/30(火)	○	テーマは「食べ物」。 10月末までに30作品が集まった。

来館者参加型展示 「としょかん川柳」	会場投票:10月 各賞発表:11月	-	応募作品(18作品)を掲示し、会場賞の投票を行った。 投票期間は10月9日(土)～10月24日(日)
来館者参加型展示 「15周年おめでとうメッセージ」	10/1(金)～ 11/7(日)	○	図書館により愛着を持って利用してもらうため、祝いのメッセージを記入し、ご自身で所定の場所に自由に貼付いただく。
としょいんスタンプラリー 「相模線に乗って図書館へ行こう！」	10/1(金)～ 11/30(火)	○	相模線沿線の図書館3館のとしょいんと、開通100周年を迎えた相模線の3駅の駅スタンプを集めるスタンプラリー。 10月31日までに72冊を配付。
一行図書	10/22(金)～ 10/24(日)	○	本の表紙を隠し、最初の一行だけを表に表示して気になる一行から本を選んで借りてもらう。37冊の貸出。

十進王国クイズラリー

期間:10月1日(金)～10月31日(日)

10月の問題(1類)

「心理テストや心理ゲームの本はどのキャラクターの本だにあるかな？」

参加者:39名

図書館俳句ポスト投句状況

	お題	応募数(句)	状 況
8月	天の川	33	3名で、佳作1句、入選2句(「現代俳句」11月号に掲載)
9月	芒(すすき)	38	
10月	茸	37	

出張わらべうた

出張わらべうた(子育て支援センター共催)	10/28(木) 13:30～14:00	図書館スタッフが子育て支援センターに出向き、赤ちゃん向けのわらべうたや手遊びを行った。また、図書館の紹介や絵本選びの相談なども受け付けた。参加者8組。
----------------------	-------------------------	---

さむかわジュニア司書

さむかわジュニア司書養成講座(第3期生)	10/9(土) 10/31(日)	参加者:2名 第3回講座:「本を紹介しよう」自分で選んだ本の紹介POPを作り資料と共に展示体験。ブックキャラバンに参加し選書を体験。 第4回講座:「レファレンスを体験しよう」相互貸借とレファレンスについて学ぶ。講座終了後認定式を行った。
さむかわジュニア司書活動(第2期生)	10/9(土)	参加者1名 ブックキャラバンに参加し選書を行った。

講座・イベント

大人の朗読会	10/23(土) 17:45～18:15	秋をテーマにした朗読会。 プログラム「きのこ会議」「万能スパイ用品」「秋の祭り」 参加者:14名
3色パステルアート講座	10/30(土) 14:00～15:30	3色のパステルを使い、はがきサイズの絵を描く。 初心者向け講座。参加者:5名

蔵書点検(南部分室・北部分室)

期間:10月11日(月)～10月12日(火)

南北分室の蔵書確認、不明図書の探索を行う。

点検結果:継続不明資料8点、今年度新規不明資料1点。

図書館だより発行

としょかんだより HAPPYだ～な通信 第17号発行	10/10(日)	「寒川総合図書館・文書館開館15周年 図書館のあゆみ」などイベント情報、固定記事「としょかんのツボ」ほか記載。町内小中学校、寒川高校へ配付。
-------------------------------	----------	--

その他

防火ポスター応募作品展示	10/15(金)～ 10/21(木)	令和3年度の防火ポスターの全応募作品が掲載されたパネルを正面玄関ホールに展示。
本と雑誌のリサイクルフェア	9/15(水)～ 10/17(日)	企画展示室にて不用除籍本と保存年限切雑誌を利用者に提供。(冊数制限なし)。10月3日からは正面玄関ホールで行った。
TRCブックキャラバン	10/9(土) 9:30～16:00	児童書を中心に500冊ほどの本が会議室に運び入れられ、実際に手に取って選書を行う。後日選書会議で検討する資料とした。

3. 図書館資料管理

督促状況

	延滞日数	督促対象	実施日	状 況
木曜日督促	7日以上	予約1件以上	毎週木曜	電話:41名(50件) メール:16名(21件)
日曜日督促	3日以上	予約3件以上	毎週木曜・日曜	
第一次督促	30日	2021/9/1～9/30	10/29	ハガキ:19名(52件)、メール:11名(28件)
長期電話督促	60日	2021/8/1～8/31	10/28	電話:10名(29件)
第二次督促	90日	2021/7/1～7/31	10/29	ハガキ:1名(1件)
第三次督促	180日	2021/4/1～4/30	10/28	電話:2名(10件)

Ⅱ. 分室

(1) 展示

区分	展示名	期間	当月 開始	展示冊数 貸出冊数	内容・総評
南部	手作りしてみよう	10/1(金)～ 11/28(日)	○	39	日が短くなり、家にいる時間が増える季節。 新しいことに挑戦するきっかけ作りの展示 をする。
北部	趣味の世界		○	27	

※緊急事態宣言解除後、神奈川県のリバウンド防止措置期間が明けた10月26日(火)から、総合図書館は
おはなしのへや、視聴覚ブース(申込制)の利用を再開。

＝2021年度総合図書館事業実績／予定（11月～）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

(1) 展示

区分	展示名	期間	新規	継続	内容・総評
企画 展示室	障がい者のくらし	11/2(火)～ 11/30(水)	○		福祉課との共同展示。事業所の紹介や事業所内で作られた作品、災害時に障がい者を含む全ての人が分かりやすい案内パネルの見本などを、図書館資料と共に展示。
YA	School Days	9/10(金)～ 11/10(水)		○	学校生活という身近なテーマに注目し、学校が舞台の小説や各教科を紹介する資料を展示。
	知って得する！？デジタル入門	11/13(土)～ 1/12(水)	○		オンライン授業など自宅でパソコンを使用する機会が増えた中高生に向け、PC入門やプログラミング、著作権法などの資料を展示する。
三角 柱棚	今でしょ！ハンドメイドに挑戦	10/23(土)～ 11/30(火)		○	新入学・新学期に向けて通園・通学グッズを中心に、子供用品などの手作りの書籍を展示する。
絵本 小規模 企画	秋色の本	10/23(土)～ 11/5(金)		○	表紙が赤、黄色、茶色を多用した絵本を集め、視覚から秋を感じてもらう展示。
	雑誌「こどものとも 0.1.2」	11/6(土)～ 11/19(金)	○		赤ちゃん向け子ども雑誌「こどものとも 0.1.2」を、通常の書架では見えない表紙を見せて展示する。
	食べものの本	11/20(土)～ 12/3(金)	○		食欲の秋にちなみ、食べものや食育の絵本を集めて展示する。
CD	からだを動かそう！	10/1(金)～ 11/30(火)		○	聴くと体を動かしたくなるようなCDを集めた展示。
複合	ひと棚図書館 *15周年アニバーサリー企画	10/6(水)～ 11/30(火)		○	12の棚ごとにスタッフがそれぞれのテーマで展示。多様なテーマで幅広い利用を促進する。
その他	《雑誌閲覧テーブル展示》 布おもちゃとえほんの世界	10/8(金)～ 12/3(金)		○	ボランティア団体ピーターパンクラブとの共催。手作りの布おもちゃや布絵本・人形と共に関連書籍と絵本を展示する。11月6日から布おもちゃなどを入れ替え。
	山本文緒さん追悼展示	10/20(水)～ 11/3(木)		○	10月13日に亡くなった直木賞作家・山本文緒さんの追悼展示。
	パートナーからの暴力に 悩んでいませんか ～女性に対する暴力をなくす運動～	11/10(水)～ 11/30(火)	○		女性に対する暴力をなくす運動週間(11月12日から11月25日)に合わせ、DVについての図書の展示とパンフレットやちらしの配付を行う。

(2) おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会 (0才から2才の赤ちゃん向け)	11/24(水) 11:00～11:20	3階 会議室	予約制5組 絵本の読み聞かせと、わらべうたや手遊び
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	11/6(土) 11:00～11:20		予約制5組 絵本、紙芝居の読み聞かせ
青空おはなし会 (幼児、小学生向け)	11/13(土) 11:00～11:20	3階 ルーフガーデン	予約制5組 ルーフガーデンの青空の下で絵本や紙芝居の読み聞かせ(雨天の場合は室内で実施)

(3) その他

寒川総合図書館 寒川文書館開館15周年企画

「アニバーサリーyear ～ありがとう15周年これからもいっしょに～」

企画内容	期間	新規	継続	内容等
来館者参加型展示 「みんなで作ろうおりがみの世界」	10/1(金)～ 11/30(火)		○	10月11月テーマ「食べ物」で募集
11月限定絵柄のしおりの配付 (数量限定)	11/2(火)～ 無くなり次第 終了	○		図書館スタッフが描いたイラストのしおりを1階カウンターで配付。

15周年記念バージョン読書通帳の配付 (数量限定)	5/1(土)～		○	15周年のロゴマークが入った表紙の読書通帳を配付。 (子ども用は終了)
来館者参加型展示 「としょかん川柳」受賞作品発表	11/3(水)～		○	「図書館・読書・本」に関するお題で川柳を募集。 各賞の発表を1階にて行い、受賞者に記念品配付。
来館参加型展示 「15周年おめでとうメッセージ」	10/1(金)～ 11/7(日)		○	図書館により愛着を持って利用してもらうため、祝いのメッセージを 記入し、ご自身で所定の場所に自由に貼付してもらう。
としょいんスタンプラリー 「相模線に乗って図書館へ行こう！」	10/1(金)～ 11/30(火)		○	相模線沿線の図書館3館のとしょいんと、開通100周年を迎えた相 模線の3駅の駅スタンプを集めるスタンプラリー。文書館のパネル 展の宣伝もとしょいん帖やポスターで行い、利用を促す。
講演会『『物語の金次郎』と『史実の金次郎』 ～窮民救済・財政再建と一円思想～』	11/3(水)		○	二宮金次郎の子孫にあたる二宮康裕氏を講師に迎え、二宮金次 郎の思想を学ぶ。図書館や文書館の関連書籍も紹介する。
「図書館かるた」発表	11/3(水)～		○	日本十進分類法の理解をより深めてもらうため、十進王国 のかるたを作成し、発表。(今後のイベントで使用予定)
クリアファイルプレゼント	11/3(水)～		○	15周年を記念し、オリジナルクリアファイルを資料を借りた 利用者に配付。(限定500枚)
絵本冊子リニューアル	11/3(水)～		○	2018年7月作成(2019年4月に改訂)した冊子を、刷新す る。
としょかん宝くじ	配付:11/3(水)～ 11/30(火) 発表・交換: 12/5(日)～12/21(火)		○	雑誌の付録を利用者に提供するイベント。資料を借りた利 用者に抽選券を配付。イベント参加だけでなく貸出の促進 にも繋げる。

映画会

バリアフリー映画会 「ハンサムスーツ」上映	11/21(日) 14:00～16:00	より多くの人を楽しめるよう日本語字幕と音声ガイド付きの映画を上 映する。 2008年日本制作 出演:谷原章介、塚地武雅ほか
--------------------------	-------------------------	---

その他

おはなし会ボランティア全体会	11/19(金) 14:00～15:00	ボランティアによるおはなし会を再開するにあたり、日程調整と ボランティア間の情報交換の場とする。
----------------	-------------------------	---

2. 施設見学

図書館たんけん	11/4(水)	一之宮小学校2年生2クラス	図書館・文書館を見学し、利用方 法を学ぶ。
	11/18(木)	小谷小学校2年生2クラス	

Ⅱ. 分室

(1) 展示

区分	展示名	期間	新規	継続	内容・総評
南部	手作りしてみよう	10/1(金)～ 11/28(日)		○	日が短くなり、家にいる時間が増える季節。 新しいことに挑戦できるきっかけ作りの展示 をする。
北部	趣味の世界			○	



学校体育施設等開放事業の条例改正を伴う 見直しに係るパブリックコメントの実施について

令和3年11月22日
教育委員会定例会

 寒川町

学校体育施設等開放事業の見直しについて

学校体育施設等開放事業は、町立学校の施設（体育館、グラウンド等）を、町民等に貸し出し、スポーツや文化活動に利用いただくことで、町民の財産である施設の有効活用を図るものです。

学校の施設は、学校の教育が主たる目的であるため、それに影響がない範囲にはなりますが、最大限、施設を有効活用するため、利用者の皆さんの声を聴きながら、より良い事業とするよう、事業を行っています。

この事業の運用等については、かねてより町民の皆さんより様々なご意見をいただき、さらに使いやすく、公平な事業とするため検討を進めてきました。この度の新型コロナウイルス感染症への暫定的な対応もきっかけとなり、運用上の課題が明確となったことをもって、制度の見直しを図るものです。

3つの見直しポイント

1. 利用予約の方法を見直します

インターネットを活用した予約システムによる予約受付を開始します。また、抽選による予約方法を取り入れ、公平性を向上させます。このため、予約のキャンセルや使用料金の還付及び振替の取り扱いを整理します。

- ア. システムを活用した予約受付
- イ. 予約のキャンセル
- ウ. 使用料の還付・振替について

2. 利用可能な時間帯を見直します

利用者の声や利用実態等を考慮し、利用可能な時間帯の一部を分割・統合します。

3. より分かりやすい制度になるよう見直します

減免制度や利用上のルール等を整理し、分かりやすくします。

- ア. 減免制度
- イ. 利用上のルール

1-ア.システムを活用した予約受付

(現在の状態)

学校体育施設等開放事業の予約方法は新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として、暫定的に、メール等で予約を受け付け、職員による抽選形式を行っていますが、従来は利用者相互の調整を行う会議（調整会議）で行っていました。しかし、この調整会議は、利用する学校毎に平日の日中に開催するなどしていたため、社会人の参加が困難であるといった意見や、話し合いによる調整が難しいという意見もありました。



(見直し後)

インターネットを活用した予約システムによる受け付けを開始します。

現在、スポーツ課や公民館が行っている方法と同様に、インターネットを通じて予約システムから予約申請を受け付けます。

抽選 予約	予約開始月(利用日の2カ月前の日が属する月)の1日から14日まで予約申請を受付 (件数制限:1月につき、1団体4件まで) 15日に抽選結果公表
随時 予約	予約開始月の23日から利用日の5日前まで 先着で予約申請を受付(件数制限なし)

・利用申請

予約システムでの予約の確定を、利用申請とみなすことが出来るようにし、窓口での手続きを一部不要とします。

→使用料の支払いがない団体

システムでの予約の確定をもって、利用申請とみなし、使用許可書を電子ファイル(PDF)で送信します。

→使用料の支払いがある団体

これまでどおり、窓口で利用申請と利用料の支払いが必要です。使用許可書は支払時に発行します。

【参考】 予約方法の流れ

【従来】

調整会議に出席し予約をする

原則として、使用月の前月の25日までに開催される「調整会議」に出席し、団体同士の話し合いによる予約を行う。

小学校 体育館とグラウンド、ふれあいホール

使用月の前月15～20日の平日の昼間に

利用する各学校で調整会議を開催

中学校 体育館（調整会議なし・先着順）

使用月の前々月の中旬以降に町役場窓口で予約

中学校 グラウンド

使用月の前々月15日の18時頃に

町役場で調整会議を開催

使用月の前月 25日まで

調整会議等の結果を反映する

各会議等の結果を受け取り、職員がシステムに手入力して反映。

使用月の前月 25日以降

来庁して施設利用の手続を行う

団体は利用申請書の提出を町役場窓口で行い、許可書を受け取る。また、その際に、使用料を支払う。

※調整会議以降は、先着順で予約を受け付ける。

使用日

施設利用

【現在 / 暫定措置】

使用月の前々月 1日～14日

メール等で抽選予約をする

使用月の前々月の1日から予約受付を開始。現在は、メール、ファクス、町役場窓口で予約を受け付ける。

使用月の前々月 15日

抽選の結果を確認する

職員が抽選を実施。その後、結果をシステムに手入力して反映（月300～500件程度）。団体は抽選結果をシステムで確認する。

使用月の前々月 16日以降

来庁して施設利用の手続を行う

団体は利用申請書の提出を町役場窓口で行い、許可書を受け取る。また、その際に、使用料を支払う。

※利用申請の手続きが出来るのは利用日の3日前まで

※予約開始月の23日からは、随時予約を先着順で受け付ける。

使用日

施設利用

【見直し後】

利用月の前々月 1日～14日

システムから抽選予約をする

利用月の前々月の1日からシステムで予約受付を開始。

使用月の前々月 15日

抽選の結果を確認する

システムが抽選を実施。結果は自動的にシステムに反映され、団体が参照できるようになる。団体は抽選結果をシステムで確認する。

使用月の前々月 16日以降

使用許可書を受け取る

または

来庁して施設利用の手続を行う

使用料が発生しない団体は、町役場から送られる使用許可書(PDF)を受け取るのみ。

使用料が発生する団体は、これまでどおり、利用申請書の提出を町役場窓口で行い、許可書(紙)を受け取る。また、その際に、使用料を支払う。

※使用料の支払手続きが出来るのは利用日の5日前まで

※予約開始月の23日からは、随時予約をシステムにより先着順で受け付ける。

使用日

施設利用

1-イ.予約のキャンセル

(現在の状態)

現在、キャンセルの方法については期限のみが定められており、手続き方法や申請書などが規定されていません。団体からのメールでキャンセルを受け付ける運用としていますが、システムに反映するためには、職員が入力する必要があるため、キャンセルの情報を利用者が確認できるまでにタイムラグが発生しています。



(見直し後)

キャンセルの方法を変更

利用許可書の受け取りの前後で、キャンセルの方法が異なります。

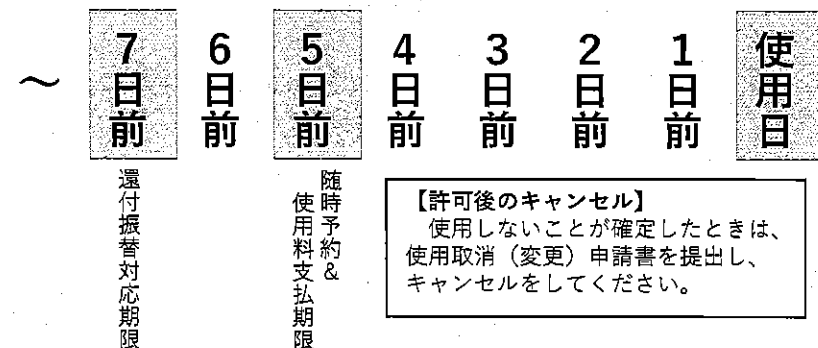
キャンセル方法	
利用許可書 受け取り前	使用日の7日前までは予約システムから予約を削除できます
利用許可書 受け取り後	使用しないことが確定したとき、 使用取消(変更)申請書を窓口へ 提出してください

キャンセル等の期日について

利用許可書の受け取り前は、使用日の7日前まで、予約システムからのキャンセルが可能です。

利用許可書の受け取り後は、使用しないことが確定したら、キャンセルをしてください。

(※還付や振替の対応が可能なのは使用日の7日前まで。ただし、使用者の責めによらない理由で使用不能となったときは、使用日以降でも対応します)。



1-ウ.使用料の還付・振替について

(現在の状態)

使用料の還付は、原則、行わない制度となっていますが、天災等その他特別の理由がある
と認めた場合のみ、還付を行うこととしています。また、使用料を支払った使用日の利用が
出来なかった際に、別の使用日への振替対応を行っています。この振替は利用者から聞き取
り、職員側で行っており、利用者には申請書等は制度に定められていないため、不要として
います。



(見直し後)

還付の要件を明確にします。

還付の要件

(1)使用者の責めによらない理由により使用不能と
なったとき。

(※学校や町が利用するため使用者の予約がキャンセ
ルとなるときや、天災等により施設の利用を休止
したとき、雨天等により学校の運営に支障が出る
と判断し利用出来なかった場合等が該当。)

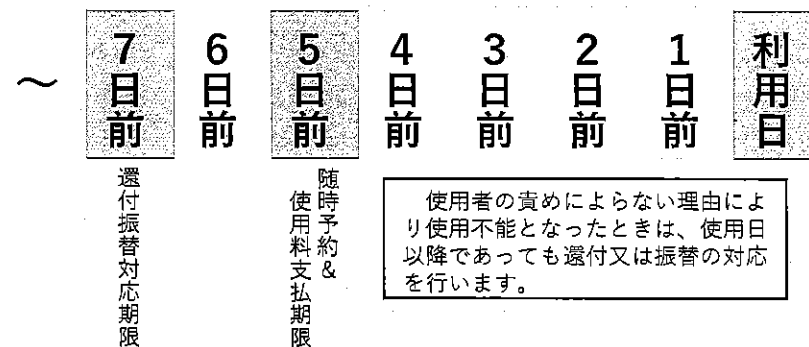
(2)使用日の7日前までに第4条第2項による使用の取
消しの申請があったとき。

(3)その他委員会が相当な理由があると認めたとき。

別の使用日への振替について整理

振替は、使用取消（変更）申請書を提出する
ことで受け付けます。

使用者の責めによらない理由により使用不能
となったとき以外は、使用日の7日前までに使用
取消（変更）申請書を提出してください。



2.利用可能な時間帯を見直す

(現在の状態)

小学校の体育館及びふれあいホールの「13時～17時（4時間）」の時間帯が長すぎる、2時間で区切られている方が利用がしやすいとの意見があります。また、小学校のグラウンドの「12時～13時（1時間）」の時間帯は、専らその後の時間帯と併せての予約となっています。



(見直し後)

体育館(小学校)、ふれあいホール
4時間を2時間×2に分割

	見直し前	見直し後
学校の休業日	9時～12時(3h)	9時～12時(3h)
	12時～13時(1h)	12時～13時(1h)
	13時～17時(4h)	13時～15時(2h)
		15時～17時(2h)
	17時～19時(2h)	17時～19時(2h)
休業日以外	19時～21時(2h)	19時～21時(2h)

グラウンド(小学校)
1時間を後段のコマと統合

		見直し前	見直し後
学校の休業日	3月-10月	9時～12時(3h)	9時～12時(3h)
		12時～13時(1h)	12時～17時(5h)
		13時～17時(4h)	
学校の休業日	11月-4月	9時～12時(3h)	9時～12時(3h)
		12時～13時(1h)	12時～16時(4h)
		13時～16時(3h)	
休業日以外	5月-8月	17時～19時(2h)	17時～19時(2h)

3-ア.減免制度を整理する

(現在の状態)

中学生及び小学生で組織されている団体が利用するときは、制度上は2分の1の減額ですが、子どものスポーツ活動の充実を図るため、運用上、特に認めるものとして、都度の減免申請により、免除又は減額としています。



(見直し後)

料金表に中学生以下の団体区分を新設

適用の要件

以下の全てに該当する場合、中学生以下の料金が適用されます。

- (1)団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの
- (2)主たる活動が構成員たる中学生以下の者を主体とした内容であるもの
- (3)営利を目的としたものでないもの

※営利目的の基準：団体として月謝やそれに類する金銭を徴収しており、団体を運営する個人（法人を含む）の収益となっていること。

提出書類（年に1度提出を求め、確認します）

ア.料金区分（中学生以下の団体）の適用申請書

イ.団体名簿（当該年度の最新時点の名簿）

ウ.団体の活動内容がわかる書類（活動報告書、チラシ等）

エ.団体の会計処理がわかる書類（前年度の会計報告書）

※公用や自治会等は行政財産目的外使用で対応します。

利用者区分	施設名称等		使用料(1時間あたり)
中学生以下の団体	体育館(小学校,中学校)		0円
	屋外運動場 (夜間照明施設等)	小学校	0円
		寒川中学校※1	1,200円
		旭が丘中学校	800円
	ふれあいホール (夏冬は冷暖房費を含む)		0円
一般の団体	体育館(小学校)		100円
	体育館(中学校)		100円(半面)
	屋外運動場 (夜間照明施設等)	小学校	100円
		寒川中学校※1	2,400円
		旭が丘中学校	1,600円
	ふれあいホール (夏冬は冷暖房費を含む)		100円(4-6月、10-11月) 200円(7-9月、12-3月)

※1夜間照明の寒川中学校分については、これまでにあった全点灯と一部点灯の区分を廃止し、金額をこれまでの一部点灯と同額に変更しています。

3-イ.利用上のルールを整理する

(現在の状態)

利用者が守るべきルールがあり、周知をしていますが、これが守られないことがあります（「ごみの持ち帰り」、「禁煙」、「必要以上の台数の車で来校する」等）。しかし、これを守らない場合の措置が、団体登録の削除や使用許可の取り消しのみとなっており、利用の制限等の措置がありません。また、代表者が使用の責任者となることも明確に定義されていません。



(見直し後)

・使用責任者としての代表者の設置

使用上の遵守事項に、満18歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用にかかる使用責任者として明確にすることを追加。

使用上の遵守事項

- (1)使用許可の条件及びこの規則の規定に違反しないこと。
- (2)満18歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使用責任者として明確にすること。
- (3)善良な管理者の注意をもって当該学校施設の維持保全に努めること。
- (4)当該学校施設を許可を受けた目的以外の用に使用しないこと。
- (5)許可を受けないで当該学校施設の現状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (6)その他、教育委員会が指示する事項。

・利用上のルール等に違反した際、利用の制限を行う規定を追加します。

現在、利用上のルールに違反した際は、団体登録の削除か利用許可の取消し等の措置を行うこととなっていますが、今回、期間を定めて利用の申請を制限できる規定を新たに設けます。

・利用者登録の有効期間を変更

中学生以下の団体	最長で1年間
一般の団体	最長で3年間

→運用で、期限が4月末日になるように調整予定。
5月1日で更新を予定。

※順次、各団体に適用していきます。

改正内容のまとめ①

	1-ア: 抽選予約等について	1-イ: 予約のキャンセル	1-ウ: 還付及び振替について
見直し前	抽選ではなく調整会議(話し合い)による予約。現在は、新型コロナウイルス感染症対策の為に実施ができず、暫定的に町職員による抽選方式を行っています。	キャンセルの方法は使用日の5日前までにメールで受付。使用許可後も同様であり、取消しの申請書等は存在していない。システムへの反映は手作業なので、タイムラグが生じています。	運用上、制度に規定されていないが、振替を行っている。その為、申請書等も存在していません。
見直し後	インターネットを活用した予約システムによる受け付けを開始します。また、抽選による予約方法を取り入れ、公平性を向上させます。一部の利用予約(使用料が発生しない団体)はシステムでの予約の確定を利用申請とみなすようにします。	キャンセル方法を、使用許可前は使用日の7日前までにシステムに入力、使用許可後は使用取消(変更)申請書を提出することとし、キャンセルの方法を明確にします。	還付の要件を明確にする。また、振替には申請書を提出することとします。
メリット	・平等な利用機会が得られます。 ・システムからの予約が可能になり、平日の日中に調整会議に参加するために、学校に行かなくてよくなります。(日中、勤務している方の利便性が向上する)。 ・システム上で「空き状況の確認→予約申し込み」がスムーズに行えるようになります。 ・一部のシステム予約を申請行為とみなすことで、使用料が発生しない団体は、窓口での手続きが不要となります。	・キャンセルの方法が明確になり、団体の利便性が向上します(許可前:システム入力、許可後:使用取消(変更)申請書を提出) ・システムからのキャンセルが可能となることで、システムからキャンセルされた日を即時、利用可能となります。	・還付が可能な条件を明確にすることによって、該当するか否かを判断しやすくし、より分かりやすい制度とします。 ・振替の方法を定めることで、より分かりやすい制度とします。
デメリット	・利用日ありきの予約が難しくなります(体育協会の大会等) →学校体育施設等開放事業ではなく、行政財産の目的外使用で対応することで対処します。	・還付、振替の対象となるキャンセルが可能な期間が短くなります。 →キャンセル後の事務処理(決裁回覧の必要性や電子錠の鍵権の削除等)を考えると、日数が必要です。	・なし

改正内容のまとめ②

	2: 利用可能な時間帯を見直す	3-ア: 減免の制度を整理する	3-イ: 利用ルールを整理する
見直し前	利用実態から考えると、長すぎる時間帯や、短すぎる時間帯が存在しています。	中学生以下の団体は、本来の制度上は2分の1の減額であるが、運用で一部施設は免除としています。	利用ルールを守らない場合の措置が、団体登録の削除や使用許可の取り消しのみとなっており、利用の制限等の措置がありません。また、代表者が使用の責任者となることも明確に定義されていません。
見直し後	小学校体育館の4時間を2時間×2に分割し、小学校グラウンドの1時間を後段の時間帯と統合します。	中学生以下の団体の料金区分を新設し、運用で行っている減免を制度化します。	施設利用の遵守事項に使用責任者としての代表者の設置を加えます。 利用上のルール等に違反した際、利用の制限を行う規定を追加します。
メリット	・小学校の体育館がこれまでよりも短い区分で使えるようになり、使い勝手が向上します。 ・小学校のグラウンドは午前、午後の区分で利用できるようになり、実態に即した予約が可能となります。	・中学生以下の団体は、制度に則った上で、これまでと同様に無料や減額で施設利用ができます。 ・中学生以下の団体は、手続きが簡素化され、減免申請書の提出が不要となります。	・施設利用の際の責任者が団体代表者であることが明確になります。 ・守るべきルールと、それに違反した場合の措置を明確にすることにより、正しい施設利用が行われるようになります。
デメリット	・なし	・なし	・なし



寒川町立学校施設使用条例等の一部改正(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和3年11月29日(月) ~ 12月28日(火)まで

学校施設の開放事業を見直すことについて、皆様のご意見を募集します。

町では、学校体育施設等開放事業として、寒川町立学校の施設(体育館・グラウンド等)を、町民の皆さんに貸し出し、スポーツや文化活動等にご利用いただくことで、町民の皆さんの財産である施設の有効活用を図っております。

学校の教育に影響のない範囲という制限はありますが、学校施設が地域の身近な施設として、広くご利用していただけるように、事業を行っています。

今回は、これまでに皆さんからいただいたご要望や、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応によって得られた意見等、いくつかの視点から、この事業をより使いやすいものになるよう見直しますので、町民の皆様のご意見を募集します。

この見直しにより大きな影響が見込まれる方

- ・寒川町学校施設等開放事業をご利用いただく団体の皆さん

3つの見直しポイント

1. 利用予約の方法を見直します

インターネットを活用した予約システムによる予約受付を開始します。また、抽選による予約方法を取り入れ、公平性を向上させます。このため、予約のキャンセルや使用料金の還付及び振替の取り扱いを整理します。

2. 利用可能な時間帯を見直します

小学校体育館及び南小学校ふれあいホールの利用可能な時間帯の一部を分割し、小学校グラウンドの利用可能な時間帯の一部を統合します。

3. より分かりやすい制度になるよう見直します

減免制度や利用上のルール等を整理し、分かりやすくします。

⇒町民の皆さんからのご意見を募集いたします。

★詳しい内容は各施設に配架の、もしくはweb(最終ページ参照)より全体資料を御覧ください。

1. 利用予約の方法を見直します

予約方法をインターネットを活用した予約システムに変更します。

施設の予約は、従来、各学校等で会議を開催するなどし、利用者相互の調整で行っていました。現在では、感染症対策のため、暫定的に町職員による抽選で予約を行っています。この抽選方式を実施し約1年が経過し、お寄せいただいた意見をもとに、この度、制度を改正して、予約システムから予約の申込等の手続や抽選を行えるように変更します。

予約のスケジュールは、利用月の前々月の1日から14日まで抽選予約を受付け、15日に抽選を実施します。その後、23日以降は先着順で使用日の5日前まで予約を受付けます。

(抽選時は1団体につき4件まで、随時予約は件数制限なしで予約を受付けます)

予約システムでの利用の確定を使用申請とみなせるようにし、一部の団体の窓口での手続きを不要とします。

現在は、施設の予約後に、役場の窓口で施設の使用申請手続きが必要となっています。

使用料の支払いがない団体	予約システムでの予約の確定を使用申請とみなし、町役場での手続きが不要になります。 →使用許可証は登録されているメールアドレスに電子ファイル(PDF)をお送りします。
使用料の支払いがある団体	引き続き、町役場での使用申請手続き、使用料の支払いが必要です。

予約のキャンセル方法等(還付・振替も含む)を見直します。

これまで、キャンセルの方法は、3日前までに申し出ること(コロナによる暫定対応で5日前までにメールで)としていました。今回、システムによる予約を開始することに伴い、キャンセルの方法を整理するとともに、キャンセル後に他の利用者が予約できる機会を広げます。

利用許可書を受け取る前	・キャンセル方法 使用日の7日前まで予約システムからキャンセルができます。
利用許可書を受け取った後	・キャンセル方法 使用しないことが決まったときは、使用取消(変更)申請書を提出してください。 ・還付、振替を見直します。 ・使用料の還付の要件を明確にします。 還付の要件(※次のいずれかに該当した場合、還付の対象となります) (1)使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。 (※学校や町が利用するために使用者の予約がキャンセルされたときや、天災等により施設の利用が出来なかったとき、雨天等によりその後の学校の運営に支障が出ると判断し利用が出来なかった場合等が該当します。) (2)使用日の7日前までに使用の取消しの申請があったとき。 (3)その他委員会が相当な理由があると認めたとき ・振替の方法を明確にします。 振替を行うには、使用取消(変更)申請書の提出が必要となります。キャンセルする日の7日前までに同申請書をご提出ください。ただし、使用者の責めによらない理由により使用不能となったときは、使用を予定していた日以降でも還付や振替を受付けます。

2. 利用可能な時間帯を見直します

利用団体からの意見や利用の実態を考え、小学校体育館及び南小学校ふれあいホールの利用可能な時間帯の一部を分割し、小学校グラウンドの利用可能な時間帯の一部を統合します。

体育館（小学校）・ふれあいホール

学校の休業日	見直し前	見直し後
	9 時～12 時(3h)	9 時～12 時(3h)
	12 時～13 時(1h)	12 時～13 時(1h)
	13 時～17 時(4h)	13 時～15 時(2h) 15 時～17 時(2h)
	17 時～19 時(2h)	17 時～19 時(2h)
	19 時～21 時(2h)	19 時～21 時(2h)

グラウンド（小学校）

学校の休業日	見直し前	見直し後
	3 月～10 月	9 時～12 時(3h) 12 時～13 時(1h) 13 時～17 時(4h)
	11 月～4 月	9 時～12 時(3h) 12 時～13 時(1h) 13 時～16 時(3h)
		9 時～12 時(3h) 12 時～17 時(5h)
		9 時～12 時(3h) 12 時～16 時(4h)

3. より分かりやすい制度になるよう見直します

料金表を整理し、中学生以下の団体の料金区分を新設。

これまででは、使用申請の際に、都度、減免申請書を提出していただき、減免を行っていましたが、中学生以下の団体は、都度の減免申請書の提出が不要となります。手続きが使用申請のみとなり、利用料のかからない中学生以下の団体は、システムでの予約確定をもって使用申請とみなすため、窓口での手続きが不要となります。

中学生以下の団体の料金区分の金額は、申請で減免していた金額と同額とします。

この料金区分の対象となるのは、適用の条件※1)に当てはまる団体のみとなります。

また、年に1度、書類の提出※2)をしていただき、対象となるか確認が必要となります。

【新しい料金表】

利用者区分	学 校 施 設 の 名 称 等		1 時間当たりの使用料
中学生以下の団体	体育館(小学校、中学校)		0 円
	屋外運動場 (夜間照明施設を含む)	小学校	0 円
		寒川中学校 ※	1,200 円
		旭が丘中学校	800 円
	ふれあいホール(南小学校)		0 円
一般の団体	体育館	小学校	100 円
		中学校(半面につき)	100 円
	屋外運動場 (夜間照明施設を含む)	小学校	100 円
		寒川中学校 ※	2,400 円
		旭が丘中学校	1,600 円
	ふれあいホール (南小学校)	(1)1 月、2 月、3 月、7 月、8 月、 9 月及び12 月に使用するとき	200 円
		(2)前号以外のとき	100 円

※屋外運動場の寒川中学校は、これまで「全点灯」と「一部点灯」の区分がありましたが、区分を廃止し、今後は、全点灯のみの利用とし、金額はこれまでの一部点灯と同額で利用を可能とします。

※1 適用の条件（※次の全てに該当する場合、中学生以下の団体の料金区分となります）

- (1)団体の構成員の半数以上が町内在住の中学生以下の者で組織されている
- (2)団体の活動内容が、所属する中学生以下の者を主体とした活動内容である
- (3)団体の活動が、営利を目的としたものでない

※営利目的の基準：団体として月謝やそれに類する金銭を徴収しており、団体を運営する個人（法人を含む）の収益となっていること。

※2 提出書類（※中学生以下の団体の料金区分の対象となる場合、年に1度提出が必要です）

- ア.料金区分（中学生以下の団体）の適用申請書
- イ.団体名簿（当該年度の最新時点の名簿）
- ウ.団体の活動内容がわかる書類（活動報告書、チラシ等）
- エ.団体の会計処理がわかる書類（前会計年度の会計報告書）

使用上の責任が代表者にあることを分かりやすくします。

これまでも、システムへの登録の際に代表者と連絡者を必要としておりましたが、当該学校施設の使用に係る責任が代表者にあることが分かりやすくなるように、使用上の遵守事項に明確にその旨を記載します。

使用上の遵守事項

- (1)使用許可の条件および寒川町立学校施設使用条例施行規則の規定に違反しないこと。
- (2)満 18 歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使用責任者として明確にすること。
- (3)善良な管理者の注意をもって当該学校施設の維持保全に努めること。
- (4)当該学校施設を許可を受けた目的以外の用に使用しないこと。
- (5)許可を受けないで当該学校施設の現状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (6)その他、教育委員会が指示する事項。

利用上のルール等に違反した際、利用の制限を行う規定を追加します。

これまで、利用上のルールに違反した際には、町はその判断により、団体登録の削除か利用許可の取消し等の措置を行うこととなっておりましたが、今回、期間を定めて利用の申請を制限できる規定を新たに設けます。

利用者登録の有効期間を変更します。

これまで、利用者登録の有効期間は3年間となっておりましたが、今回、中学生以下の団体は、新設される料金区分の確認とあわせて1年間といたします。

中学生以下の団体	最長で 1 年間
一般の団体	最長で 3 年間

※順次、各団体に適用していきます。

全体資料の閲覧方法（令和3年11月29日(月)から閲覧可能です）

「寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。

HP内で『寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案）』と検索。

<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kyoiku/kyushoku/kyouikushisetsu/paburikku/14092.html>

▶二次元コードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部文化福祉会館
- ・南部文化福祉会館 ・健康管理センター ・寒川町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①郵 送：下記宛先へ郵送してください。
- ②FAX：0467-74-9907
- ③メール：kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp

▶メール二次元コードはこちら



- ④担当課へ持参又は各施設回収箱へ投函
受付時間：土日祝日および年末年始を除き、
8時30分～17時15分

(宛先)：〒253-0196
寒川町教育委員会
教育施設給食課 教育施設担当

(記入事項)

別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。
メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含め回答用紙と同内容を任意の様式で記入してください。

(募集期間)

令和3年11月29日(月) ～ 12月28日(火)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、寒川町立学校施設使用条例等の一部改正において参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町教育委員会
教育施設給食課 教育施設担当

住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地
電 話 0467-74-1111 (代表)
FAX 0467-75-9907

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ

寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案）

意見提出用紙

氏名（名称）

住所（所在地）

連絡先（電話）

★本内容に賛成の方は右文字を○で囲んでください。 賛成

勤務先または通学先（住所が町外の方のみ記入）

※意見を提出される時は、上記の内容を記入してください。（寒川町パブリックコメント手続きに関する規則第6条第6項）

※提出いただいた個人情報は、この募集事務以外には使用いたしません。

【意見をご記入ください】

（裏面もご利用ください）

※この用紙（表裏）に書ききれない場合は、別紙（任意の様式）を付けてください。

◆意見の提出期限：令和3年12月28日（火）まで

Web 版の資料はこちらへ

<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kyoiku/kyushoku/kyouikushisetsu/paburikku/14092.html>



＜問い合わせ先・意見提出先＞

寒川町教育委員会教育施設給食課 教育施設担当

住所：寒川町宮山165

mail：kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp

Tel：0467-74-1111（内線544） / FAX：0467-74-9907

(自由記入欄)

寒川町立学校施設使用条例

昭和54年3月24日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条の規定に基づき、寒川町立学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校の教育に支障のない範囲で社会教育、スポーツその他公共のため使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(学校施設)

第2条 使用することができる学校施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 屋外運動場(夜間照明施設を含む。)
- (3) 寒川町立南小学校ふれあいホール

(使用期間等)

第3条 学校施設を使用できる期間は、1月4日から12月28日までとし、規則で定める日及び時間に使用できるものとする。

(学校施設を使用できるもの)

第4条 学校施設を使用できるものは、10人以上の構成員(当該構成員の3分の2以上が町内に居住している者、町内に在勤している者又は町内に在学している者でなければならない。)を有する団体とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第5条 学校施設を使用しようとするものは、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、学校施設の使用を許可するにあたり、必要な条件をつけることができる。

(使用料)

第6条 学校施設の使用許可を受けたものは、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 町長は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他特別の理由があると認めたものについては、この限りでない。

(損害賠償)

第7条 学校施設の使用許可を受けたものは、当該施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

利用者の区分	学校施設の名称及び使用区分		1時間当たりの 使用料
中学生以下の団体	体育館(小学校及び中学校)		0円
	屋外運動場(夜間	小学校	0円
	照明施設を含む。)	寒川中学校	1,200円
		旭が丘中学校	800円
	南小学校ふれあいホール		0円
一般の団体	体育館	小学校	100円
		中学校	100円(半面につき)
	屋外運動場(夜間	小学校	100円

	照明施設を含む。)	寒川中学校	2,400円
		旭が丘中学校	1,600円
	南小学校ふれあいホール	(1)1月、2月、3月、7月、8月、9月及び12月に使用するとき	200円
		(2)前号以外のとき	100円

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1時間当たりの使用料(以下「基本使用料」という。)の額とし、使用時間が1時間を超える場合の使用料は、基本使用料の額にその超える30分(30分未満は30分とする。)ごとに基本使用料の2分の1の額を加算した額とする。
- 2 中学生以下の団体とは次の各号のいずれにも該当するものをいい、一般の団体とは中学生以下の団体以外のものをいう。
 - (1) 団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの
 - (2) 主たる活動内容が構成員たる中学生以下の者を主体としたものであるもの
 - (3) 営利を目的としたものでないもの

寒川町立学校施設使用条例新旧対照表

現行

(趣旨)

第1条 この条例は

、寒川町立学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校の教育に支障のない範囲で社会教育その他公共のため使用することについて必要な事項を定めるものとする。

～略～

(学校施設を使用できるもの)

第4条 学校施設を使用できるものは、10人以上の構成員(当該構成員の3分の2以上が町内に居住している者又は町内に在勤している者

でなければならない。)を有する団体とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。

～略～

別表(第6条関係)

学校施設の名称及び使用区分		1時間当たりの使用料	
体育館	小学校	100円	
	中学校	100円(半面につき)	
屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	小学校	100円	
	寒川中学校	(1)夜間照明施設の照明灯を全て点灯したとき	2,800円
		(2)前号以外のとき	2,400円

改正案

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条の規定に基づき、寒川町立学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校の教育に支障のない範囲で社会教育、スポーツその他公共のため使用することについて必要な事項を定めるものとする。

～略～

(学校施設を使用できるもの)

第4条 学校施設を使用できるものは、10人以上の構成員(当該構成員の3分の2以上が町内に居住している者、町内に在勤している者又は町内に在学している者

でなければならない。)を有する団体とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。

～略～

別表(第6条関係)

利用者 の区分	学校施設の名称及び使用 区分	1時間 当たりの 使用 料	
中 学 生 以 下 の 校)	体育館(小学校及び中学	0円	
	校)		
団 体	屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	0円	
	寒川中学校	1,200円	
	旭が丘中学校	800円	
	南小学校ふれあいホール	0円	
一 般 の 団 体	体育館	小学校	100円
		中学校	100円(半面につき)
	屋外運動場	小学校	100円

	旭が丘中学校	1,600円
南小学校 ふれあい ホール	(1)1月、2月、3月、7月、8月、9月及び12月に使用するとき	200円
	(2)前号以外るとき	100円

備考 使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1時間当たりの使用料(以下「基本使用料」という。)の額とし、使用時間が1時間を超える場合の使用料は、基本使用料の額にその超える30分(30分未満は30分とする。)ごとに基本使用料の2分の1の額を加算した額とする。

動場(夜間照明施設を含む。)	寒川中学校	
		2,400円
	旭が丘中学校	1,600円
南小学校 ふれあい ホール	(1)1月、2月、3月、7月、8月、9月及び12月に使用するとき	200円
	(2)前号以外るとき	100円

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1時間当たりの使用料(以下「基本使用料」という。)の額とし、使用時間が1時間を超える場合の使用料は、基本使用料の額にその超える30分(30分未満は30分とする。)ごとに基本使用料の2分の1の額を加算した額とする。
- 2 中学生以下の団体とは次の各号のいずれにも該当するものをいい、一般の団体とは中学生以下の団体以外のものをいう。
 - (1) 団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの
 - (2) 主たる活動内容が構成員たる中学生以下の者を主体としたものであるもの

～略～	(3) <u>営利を目的としたものでないもの</u> ～略～ <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>ただし、別表の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例による改正後の寒川町立学校施設使用条例別表の規定は、令和4年4月1日以後に使用許可を受ける学校施設の使用について適用し、同日前に使用許可を受けた学校施設の使用については、なお従前の例による。</u>
------------	---

寒川町立学校施設使用条例施行規則

昭和54年3月26日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町立学校施設使用条例(昭和54年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用できる日及び時間)

第2条 条例第3条に規定する学校施設を使用できる日及び時間は、別表に定めるとおりとする。

(使用の申請及び許可)

第3条 条例第5条第1項の規定により学校施設の使用許可を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用許可申請書(第1号様式)を教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請に対し、使用を許可するときは、寒川町立学校施設使用許可書(第2号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取り消し等)

第4条 委員会は、学校施設の使用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用許可の内容を変更させることができる。

- (1) 公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (4) その他委員会が特に必要があると認めたとき。

- 2 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、直ちに寒川町立学校施設使用取消(変更)申請書(第3号様式)(次項において「取消変更申請書」という。)に既に交付を受けた使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。
- 3 使用者は、使用の変更をしようとするときは、使用日の7日前までに取消変更申請書に既に交付を受けた使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、使用者は、第7条第1項第1号又は第3号に該当し当該学校施設の使用ができなかったときは、その使用日を経過した後においても使用の変更をすることができる。
- 5 委員会は、使用者が第1項の規定により使用許可を取り消され、又は使用の変更をさせられたことにより使用者に生じた損害その他の責務について、それらの責めの一切を負わない。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、学校施設を使用しようとする日の5日前までに条例第6条に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第6条第2項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第3条第1項の申請書と併せて、寒川町立学校施設使用料減免申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請に対し、使用料の減免を決定するときは、寒川町立学校施設使用料減免決定通知書(第5号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。
- (2) 使用日の7日前までに第4条第2項による使用の取消しの申請があったとき。

(3) その他委員会が相当な理由があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用料還付申請書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請に対し、使用料を還付するときは、寒川町立学校施設使用料還付決定通知書(第7号様式)により申請者へ通知しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、学校施設を使用する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用許可の条件及びこの規則その他の規程の規定に違反しないこと。

(2) 満18歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使用責任者として明確にすること。

(3) 善良な管理者の注意をもつて当該学校施設の維持保全に努めること。

(4) 当該学校施設を許可を受けた目的以外の用に使用しないこと。

(5) 当該学校施設を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

(6) 委員会の承認を受けないで当該学校施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。

(7) その他委員会が指示する事項

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

学校施設の名称		使用できる日	使用できる時間区分
体育館	小学校	寒川町立小学校及び中学校の	午前9時～正午

		管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第2号)に規定する休業日(以下「休業日」という。)		正午～午後1時 午後1時～午後3時 午後3時～午後5時 午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
		休業日以外の日		午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
	中学校	1月4日～12月28日		午後7時～午後9時
屋外運動場	小学校	休業日	3月から10月に使用する とき	午前9時～正午 正午～午後5時
			上記以外の 月に使用する とき	午前9時～正午 正午～午後4時
		5月から8月の休業日以外の日		午後5時～午後7時
	寒川中学校	月曜日以外の日		午後6時30分～午後9時
	旭が丘中学校	月曜日以外の日		午後7時～午後9時30分
南小学校ふれあいホール		休業日		午前9時～正午 正午～午後1時 午後1時～午後3時 午後3時～午後5時 午後5時～午後7時

		午後7時～午後9時
	休業日以外の日	午後5時～午後7時
		午後7時～午後9時

備考 小学校の体育館及び屋外運動場における休業日以外の日
の午後5時から午後7時
時まで使用できる団体は、小学生で組織されている団体とする。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

寒川町立学校施設使用許可申請書

（あて先）寒川町教育委員会

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

代表者連絡先 _____

連絡者名 _____

連絡者住所 _____

連絡者連絡先 _____

申込者 _____

申込者住所 _____

申込者連絡先 _____

次のとおり申請します。

施設名		
利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	
※上記以外は内訳参照		
付帯設備等	数量	
※上記以外は内訳参照		

営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料の最高額	円
備考					

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

寒川町立学校施設使用許可書

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

寒川町教育委員会 印

次のとおり承認します。

施設名		
利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	施設使用料
※上記以外は内訳参照		小計（1） 円
付帯設備等	数量	付帯設備等使用料
※上記以外は内訳参照		小計（2） 円
使用料合計	通常使用料合計（1 + 2）	円
	減免額	円
	使用料合計	円

営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料の最高額	円
備考					

利用責任者名 _____

利用責任者住所 _____

利用責任者連絡先 _____

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

寒川町立学校施設使用取消(変更)申請書

(あて先) 寒川町長

カード番号

団 体 名

代表者名

代表者住所

代表者連絡先

次のとおり利用予約の取消(変更)について、申請します。

取消を希望する利用予約				
(1)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(2)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
変更を希望する利用予約				
(前)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(後)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(規則第7条第1項第1号又は第3号に該当する場合の理由)				
(前)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(後)	予約施設		予約日時	年 月 日 時 ~ 時
(規則第7条第1項第1号又は第3号に該当する場合の理由)				

上記の利用予約の内容を変更してよろしいか。

処理日	年 月 日	
課長	副主幹等	担当

備考

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

寒川町立学校施設使用料減免申請書

（あて先）寒川町長

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

代表者連絡先 _____

連絡者名 _____

連絡者住所 _____

連絡者連絡先 _____

申込者 _____

申込者住所 _____

申込者連絡先 _____

次のとおり申請します。

施設名	利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数
※上記以外は内訳参照		
	付帯設備等	数量
※上記以外は内訳参照		

営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料の最高額	円
備考					

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

寒川町立学校施設使用料減免決定通知書

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

寒川町教育委員会 印

次のとおり承認します。

施設名		
利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	施設使用料
※上記以外は内訳参照		小計（1） 円
付帯設備等	数量	付帯設備等使用料
※上記以外は内訳参照		小計（2） 円
使用料合計	通常使用料合計（1 + 2）	円
	減免額	円
	使用料合計	円

営利目的 ☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収 ☐ 有・ ☐ 無	入場料の最高額 円
備考		

第6号様式(第6条関係)

年 月 日

寒川町立学校施設使用料還付申請書

(あて先) 寒川町長

カード番号

団 体 名

代表者名

代表者住所

代表者連絡先

次のとおり申請します。

還付申請の額	円	納入年月日	
		許可を受けた利用日	
申請の理由			

下記口座を還付金振込先として指定します。

振 込 先	金 融 機 関	銀 行 信 用 金 庫 労 働 金 庫 農 業 協 同 組 合	本・支店	本 店 支 店 出張所					
	預 金 種 目	該当に✓をしてください。 □普通 □当座		口座番号					
	フリガナ								
	口座名義人								

備考

第7号様式(第6条関係)

年 月 日

寒川町立学校施設使用料還付決定通知書

カード番号

団 体 名

代表者名

代表者住所

代表者連絡先

寒川町長 印

年 月 日付けで申請のありました使用料の還付について次のとおり
決定しましたので通知します。

還付申請の額	円	納入年月日	
		許可を受けた利用日	
申請の理由			

備考

第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条関係)

第3号様式(第4条関係)

第4号様式(第5条関係)

第5号様式(第5条関係)

第6号様式(第6条関係)

第7号様式(第6条関係)

寒川町立学校施設使用条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (使用許可の取り消し等) 第4条 委員会は、学校施設の使用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は<u>使用を</u> 変更させることができる。 (1)～(4) (略) (加える) (加える) (加える) (加える) (加える) (使用料の減免) 第5条 条例第6条第2項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第3条第1項の申請書と併せて、寒川町立学校施設使用料減免申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。	～略～ (使用許可の取り消し等) 第4条 委員会は、学校施設の使用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は<u>使用許可の内容を</u>変更させることができる。 (1)～(4) (略) 2 <u>使用者は、使用の取消しをしようとするときは、直ちに寒川町立学校施設使用取消(変更)申請書(第3号様式)(次項において「取消変更申請書」という。)に既に交付を受けた使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。</u> 3 <u>使用者は、使用の変更をしようとするときは、使用日の7日前までに取消変更申請書に既に交付を受けた使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。</u> 4 <u>前項の規定にかかわらず、使用者は、第7条第1項第1号又は第3号に該当し当該学校施設の使用ができなかったときは、その使用日を経過した後においても使用の変更をすることができる。</u> 5 <u>委員会は、使用者が第1項の規定により使用許可を取り消され、又は使用の変更をさせられたことにより使用者に生じた損害その他の責務について、それらの責めの一切を負わない。</u> (使用料の納付) 第5条 <u>使用者は、学校施設を使用しようとする日の5日前までに条例第6条に定める使用料を納付しなければならない。</u> (使用料の減免) 第6条 条例第6条第2項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第3条第1項の申請書と併せて、寒川町立学校施設使用料減免申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 町が使用するとき 免除
- (2) 中学生及び小学生で組織されている団体が使用するとき 2分の1の減額
- (3) 自治会が自治会活動で使用するとき 免除
- (4) 寒川町体育協会及び寒川町体育協会を構成する種目別団体が主催する大会等に使用するとき 免除
- (5) その他委員会が特に必要があると認めたとき 減額又は免除

(使用料の還付)

(加える)

第6条 条例第6条ただし書の規定により既納の使用料の還付を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用料還付申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対し、使用料を還付するときは、寒川町立学校施設使用料還付決定通知書(第5号様式)により申請者へ通知しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、学校施設を使用する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可の条件及びこの規則 _____ の規定に違反しないこと。

(加える)

2 町長は、前項の申請に対し、使用料の減免を決定するときは、寒川町立学校施設使用料減免決定通知書(第5号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。
- (2) 使用日の7日前までに第4条第2項による使用の取消しの申請があったとき。
- (3) その他委員会が相当な理由があると認めたとき。

2 _____
使用料の還付を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用料還付申請書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請に対し、使用料を還付するときは、寒川町立学校施設使用料還付決定通知書(第7号様式)により申請者へ通知しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、学校施設を使用する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可の条件及びこの規則 その他の規程 の規定に違反しないこと。
- (2) 満18歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 許可を受けないで 当該学校施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。

(6) (略)

(委任)

第8条 (略)

～略～

別表(第2条関係)

学校施設の名 称		使用できる日	使用できる 時間区 分
体育館	小学校	寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第2号)に規定する休業日(以下「休業日」という。)	午前9時～午後零時 午後零時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
		休業日以外の日	午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
	中学校	1月4日～12月28日	午後7時～午後9時
屋外運動場	小学校	休業日	3月から10月に使用する とき 午前9時～午後零時 午後零時～午後1時 午後1時～午後5時
		上記以外の月に使用	午前9時～午後零時 午後零時～午後1時

用責任者として明確にすること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 委員会の承認を受けないで当該学校施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。

(7) (略)

(委任)

第9条 (略)

～略～

別表(第2条関係)

学校施設の名 称		使用できる日	使用できる 時間区 分
体育館	小学校	寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年教育委員会規則第2号)に規定する休業日(以下「休業日」という。)	午前9時～正午 正午～午後1時 午後1時～午後3時 午後3時～午後5時 午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
		休業日以外の日	午後5時～午後7時 午後7時～午後9時
	中学校	1月4日～12月28日	午後7時～午後9時
屋外運動場	小学校	休業日	3月から10月に使用する とき 午前9時～正午 正午～午後5時
		上記以外の月に使用	午前9時～正午

		用 す る と き	午後1時～ 午後4時
	5月から8月の 休業日以外の 日		午後5時～ 午後7時
寒川中 学校	月曜日以外の 日		午後6時30 分～午後9 時
旭が丘 中学校	月曜日以外の 日		午後7時～ 午後9時30 分
南小学校ふれ あいホール	休業日		午前9時～ 午後零時 午後零時 ～午後1時 午後1時～ 午後5時 午後5時～ 午後7時 午後7時～ 午後9時
	休業日以外の 日		午後5時～ 午後7時 午後7時～ 午後9時

備考 小学校の体育館及び屋外運動場
における休業日以外の日の午後5時から
午後7時まで使用できる団体は、小
学生で組織されている団体とする。

～略～

第3号様式(第5条関係)

(略)

第4号様式(第6条関係)

(略)

		の に 使 用 す る と き	月正午～午 後4時
	5月から8月の 休業日以外の 日		午後5時～ 午後7時
寒川中 学校	月曜日以外の 日		午後6時30 分～午後9 時
旭が丘 中学校	月曜日以外の 日		午後7時～ 午後9時30 分
南小学校ふれ あいホール	休業日		午前9時～ 正午 正午 ～午後1時 午後1時～ 午後3時 午後3時～ 午後5時 午後5時～ 午後7時 午後7時～ 午後9時
	休業日以外の 日		午後5時～ 午後7時 午後7時～ 午後9時

備考 小学校の体育館及び屋外運動場
における休業日以外の日の午後5時から
午後7時まで使用できる団体は、小
学生で組織されている団体とする。

～略～

第3号様式(第3条関係)

第4号様式(第5条関係)

(略)

第5号様式(第6条関係)

第6号様式(第6条関係)

(略)

第5号様式(第6条関係)

(略)

～略～

第7号様式(第6条関係)

(略)

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町立学校施設使用条例施行規則別表の規定は、令和4年6月1日以後の学校施設の使用について適用し、同日前の学校施設の使用については、なお従前の例による。

寒川町公共施設利用予約システムによる学校施設利用の手続き等に関する要綱

平成27年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、寒川町公共施設利用予約システム利用規約第11条に基づき、寒川町立学校施設(以下「施設」という。)の利用申込手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設)

第2条 対象となる施設は、寒川町立学校施設使用条例(昭和54年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)第2条に規定する学校施設とする。

(利用者の範囲)

第3条 寒川町公共施設利用予約システム(以下「予約システム」という。)により施設の利用予約ができるものは、利用者登録において団体登録したもの(以下「利用者」という。)とし、その利用者登録の区分、利用者登録の有効期間の限度、利用種目又は活動及び登録資格は、別表のとおりとする。

(利用予約)

第4条 施設の利用予約は、使用日の属する月の2箇月前の日の属する月(以下「予約開始月」という。)の1日から使用日の5日前までの間に行うものとする。ただし、予約開始月の1日から同月14日までの期間内は抽選申込期間とする。

2 委員会は、施設の使用機会の公平性を保つため、施設の利用予約の回数に上限を設けることができる。

3 委員会は、利用者が条例、寒川町立学校施設使用条例施行規則(昭和54年寒川町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)その他の規程に違反したと認められるときは、相当の期間を定めてその利用予約を制限することができる。

(抽選)

第5条 前条に規定する抽選申込期間内に複数の利用者が同一の利用予約を行った場

合、予約開始月の15日に抽選を行い、利用者を決定するものとする。

2 前項の規定により利用予約が決定した利用者は、予約開始月の16日から同月22日までの間に利用予約を確定するものとする。

3 委員会は、利用者が前項に規定する期間において利用予約を確定しないときは、その利用予約を取り消すことができる。

(随時予約の申込み)

第6条 前条の規定により予約されたもの以外の使用については、予約開始月の23日から使用日の5日前までに、利用者が予約システムに直接予約の申込みをするものとする。

(使用の申請)

第7条 第5条第2項の規定による利用予約の確定及び前条の予約の申込みは、規則に基づく使用許可の申請とみなす。

(利用予約の取消期限)

第8条 施設の利用予約の取消期限は、使用日の7日前までとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年9月1日以降の施設の使用に係る利用手続き等について適用する。

別表(第3条関係)

施設	利用者登録の 区分	利用者登録の有効期間の 限度	利用種目又は活動	登録資格
体育館	一般の団体	3年間	バスケットボー	スポーツ又はレ

		中学生以下の 団体	1年間	ル、バレーボ ール、バドミ ントン、卓球 その他 委員会が認め た 種目	クリエーショ ン活 動を目的とし た10 人以上の団体 で、その構 成員の3分の 2 以上が在住、 在勤又
屋外運動 場(夜間 照明施設 を含む。)	小学校	一般の団体	3年間	少年野球、ソ フトボ	は在学者で、 かつ、 代表者及び連 絡者 を有する団体
		中学生以下の 団体	1年間	ール、少年 サッカーそ の他 委員会が認め た 種目	
	寒川中学校	一般の団体	3年間	野球、ソフト ボ	
		中学生以下の 団体	1年間	ール、サッカ ー その他委員会 が 認めた種目	
	旭が丘中学 校	一般の団体	3年間	少年野球、ソ フトボ	
		中学生以下の 団体	1年間	ール、サッ カーその他委 員 会が認めた種 目	
南小学校ふれあいホ ール		一般の団体	3年間	文化活動そ の他 委員会が認め た 活動	文化活動を 目的 とした10人 以上の 団体で、そ の構成員 の3分の2 以上が在 住、在勤又 は在学者 で、かつ、 代表者及
		中学生以下の 団体	1年間		

				び連絡者を有する 団体
--	--	--	--	----------------

備考 中学生以下の団体とは次の各号のいずれにも該当する団体をいい、一般の団体とは中学生以下の団体以外の団体をいう。

- (1) 団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの
- (2) 主たる活動が構成員たる中学生以下の者を主体とした内容であるもの
- (3) 営利を目的としたものでないもの

寒川町公共施設利用予約システムによる学校施設利用の手続き等に関する要綱新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (対象となる施設) 第2条 対象となる施設は次のとおり とする。 (1) <u>体育館</u> (2) <u>小学校屋外運動場</u> (3) <u>夜間照明施設</u> (4) <u>南小学校ふれあいホール</u> (利用者の範囲) 第3条 施設を利用できる者は、寒川町公共施設利用予約システム(以下「予約システム」という。)の <u>利用者登録において団体登録した者</u> (以下「利用者」という。)とし、その <u>利用種目又は活動及び登録資格は、別表のとおりとする。</u> 2 <u>利用者登録の有効期間は、3年間とする。</u> (使用日の調整、予約の申込み) 第4条 <u>利用者は、施設を使用するときは、翌月分の使用希望施設と日時について、別に定めるところにより利用者相互で調整し、毎月25日までに、その結果を教育委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。</u> 2 <u>委員会は、前項の報告に基づき、予約システムに予約申込みの手続きをするものとする。</u>	～略～ (対象となる施設) 第2条 対象となる施設は、<u>寒川町立学校施設使用条例(昭和54年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)</u>第2条に規定する学校施設とする。 (削る) (削る) (削る) (削る) (利用者の範囲) 第3条 <u>寒川町公共施設利用予約システム(以下「予約システム」という。)</u>により施設の利用予約ができるものは、利用者登録において団体登録したもの(以下「利用者」という。)とし、その利用者登録の区分、利用者登録の有効期間の限度、<u>利用種目又は活動及び登録資格は、別表のとおりとする。</u> (削る) (利用予約) 第4条 <u>施設の利用予約は、使用日の属する月の2箇月前の日の属する月(以下「予約開始月」という。)</u>の1日から使用日の5日前までの間に行うものとする。ただし、予約開始月の1日から同月14日までの期間内は抽選申込期間とする。 2 <u>委員会は、施設の使用機会の公平性を保つため、施設の利用予約の回数に上限を設けることができる。</u> 3 <u>委員会は、利用者が条例、寒川町立学校施設使用条例施行規則(昭和54年寒川町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)</u>その他の規程に違反したと認められるときは、相当の期間を定めてその利用予約を制限することができる。

(加える)

(随時予約の申込み)

第5条 前条の規定により予約されたものの以外の使用については、使用を希望する日(以下「使用日」という。)が属する月の初日から使用日の3日前までに、利用者が予約システムに直接予約の申込みをするものとする。

(加える)

(利用予約の取消期限)

第6条 施設の利用予約の取消期限は、使用日の3日前までとする。

(使用料の納付等)

第7条 利用者は、使用日の3日前までに別に定められた使用料を納付するものとする。

2 委員会は、前項の期間内に施設の使用料の納付がなされないときは、予約を解除し、かつ、当該利用者に対し、利用制限を設けることができるものとする。

(委任)

第8条 (略)

～略～

別表(第3条関係)

施設	利用種目又	登録資格
----	-------	------

(抽選)

第5条 前条に規定する抽選申込期間内に複数の利用者が同一の利用予約を行った場合、予約開始月の15日に抽選を行い、利用者を決定するものとする。

2 前項の規定により利用予約が決定した利用者は、予約開始月の16日から同月22日までの間に利用予約を確定するものとする。

3 委員会は、利用者が前項に規定する期間において利用予約を確定しないときは、その利用予約を取り消すことができる。

(随時予約の申込み)

第6条 前条の規定により予約されたものの以外の使用については、予約開始月

の23日から使用日の5日前までに、利用者が予約システムに直接予約の申込みをするものとする。

(使用の申請)

第7条 第5条第2項の規定による利用予約の確定及び前条の予約の申込みは、規則に基づく使用許可の申請とみなす。

(利用予約の取消期限)

第8条 施設の利用予約の取消期限は、使用日の7日前までとする。

(削る)

(委任)

第9条 (略)

～略～

別表(第3条関係)

施設	利用者	利 用	利用種	登録資格
----	-----	-----	-----	------

	は活動	
体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、その他委員会が認めた種目	1 スポーツ又はレクリエーション活動を目的とした10人以上の団体で、その構成員の3分の2以上が在住又は在勤者で、かつ、代表者及び連絡者を有する団体
小学校屋外運動場	少年野球、ソフトボール、少年サッカー、その他委員会が認めた種目	2 町内に所在する官公庁又は事業所の団体
夜間照明施設	寒川中学校 旭が丘中学校	2 町内に所在する官公庁又は事業所の団体
南小学校ふれあいホール	文化活動、その他委員会が認めた活動	1 文化活動を目的とした10人以上の団体で、その構成員の3分の2以上が在住又は在勤者で、かつ、代表者及び連絡者を有する団体 2 町内に所在する官公庁又は事業所の団体

	登録の者	登録の有効期間の限度	目又は活動	
体育館	一般の団体	3年間	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、その他委員会が認めた種目	_____スポーツ又はレクリエーション活動を目的とした10人以上の団体で、その構成員の3分の2以上が在住、在勤者で、かつ、代表者及び連絡者を有する団体
小学校屋外運動場（夜間照明施設を含む。）	一般の団体	3年間	少年野球、ソフトボール、サッカー、その他委員会が認めた種目	_____
寒川中学校	一般の団体	3年間	野球、ソフトボール、サッカー、その他委員会が認めた種目	_____
旭が丘中学校	一般の団体	3年間	少年野球、ソフトボール、サッカー、その他委員会が認めた種目	_____

備考 中学生以下の団体とは次の各号のいずれにも該当する団体をいい、一般の団体とは中学生以下の団体以外の団体をいう。

- (1) 団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの
- (2) 主たる活動が構成員たる中学生以下の者を主体とした内容であるもの
- (3) 営利を目的としたものでないもの

～略～

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寒川町公共施設利用予約システムによる学校施設利用の手続き等に関する要綱第3条の規定は、施行日以後に行われる利用者登録について適用し、同日前に行われた利用者登録については、なお従前の例による。

令和3年度 工事等執行状況表

資料5

				: 施工中		: 今後の予定				: 完了 (直近)		資料5											
種別	番号	工事等名称	内 容	状 態	受注者	契約額(円)	工 期	R3年												R4年			備 考
								4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
工 事	1	町民センター変圧器更新工事	町民センターの変圧器の更新工事 (PCB含有物の更新)	施工中	(株)郡山電設	9,625,000	R3.10.19～ R4.3.11								発注準備	告示入札	準備	現場工事			既存変圧器 (PCB含有物) は、別途委託にて処分とする。		
	2	寒川町立小学校PCB処分委託	旭小学校、小谷小学校のトランス等 (PCB含有物) の処分委託	施工中	オオノ開発(株)	359,700	R3.10.19～ R4.2.28								発注準備	告示入札	準備	収集・処分			財産管理課を含め一括発注		
委託等	3	町民センターPCB処分委託	寒川町民センターのトランス等 (PCB含有物) の処分委託	施工中	オオノ開発(株)	550,000	R3.10.19～ R4.2.28								発注準備	告示入札	準備	収集・処分					
修 繕 等	4	一之宮小学校屋上防水修繕	一之宮小学校各所の屋上防水修繕	完了	(株)GSC	935,000	R3.9.6～ R4.1.31								発注準備	修繕			完了日 R3.10.21				
	5	旭が丘中学校屋上防水修繕	旭が丘中学校屋上防水修繕	完了	(株)GSC	2,686,200	R3.9.6～ R4.1.31								発注準備	修繕			完了日 R3.11.12				
修 繕 等	6	町民センター雑排水ポンプ修繕	町民センター食堂ピットの雑排水ポンプの修繕	完了	(株)サンエーサンクス	1,280,000	R3.9.6～ R4.2.28								発注準備	修繕			現場完了日 R3.10.2				

[illegible]

(仮称) 寒川学校給食センター整備事業 各種工程予定

資料5 別添

[illegible]